平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第百六号

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、平成二十三年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

（特例公債の発行等）

第二条　政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二十三年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2　前項の規定による公債の発行は、平成二十四年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成二十三年度所属の歳入とする。

3　政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　政府は、子ども手当の支給等の見直しによる歳出の削減について、平成二十三年度の補正予算において必要な措置を講ずるものとする。

財務大臣　野田　佳彦

内閣総理大臣　菅　直人

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第百七号

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　子ども手当の支給（第四条―第十六条）
第三章　費用（第十七条・第十八条）
第四章　児童手当法との関係（第十九条―第二十二条）
第五章　交付金の交付（第二十三条）
第六章　雑則（第二十四条―第三十七条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成二十四年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成二十三年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるものとする。

（受給者の責務）

第二条　子ども手当の支給を受けた者は、これを子ども及び子育て家庭に資するよう用いなければならない。

（定義）

第三条　この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

2　この法律にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

3　この法律において「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいう。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者又は同法第六条の三第一項に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている子ども（厚生労働省令で定める短期間の委託をされている者を除く。）

二　児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児施設給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条の二に規定する旨ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設若しくは同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設（以下この号において「知的障害児施設等」という。）に入所している子ども又は同項第三号若しくは同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の五に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下この号において「乳児院等」という。）に入所している子ども（当該知的障害児施設等及び乳児院等（以下「児童福祉施設」という。）に通う者並びに厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除く。）

三　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは附則第二十一条第一項の規定により介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。）の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）、障害者自立支援法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（以下「旧身体障害者更生援護施設等」という。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）に入所している子ども（当該旧身体障害者更生援護施設等に通う者及び厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。）

四　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）若しくは同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）に入所し、又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所している子ども（厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。）